

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

安城市長 三星元人

## 安城市条例第7号

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年安城市条例第36号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項及び第6項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

(安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年安城市条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。